

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 大原商会
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市
許可番号	兵庫県知事(般-28)第 212422 号
許可を受けている建設業の種類	管工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 5 月 9 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号
処分の内容	<p>建設業法第 28 条第 1 項本文の規定に基づく指示処分</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社大原商会は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を、工事現場ごとに専任の技術者を要する工事(令和 3 年 7 月 2 日付尼崎市発注の「本庁舎北館高層階空調機改修工事」)の主任技術者として配置し、従事させた。</p> <p>このことは、建設業法第 7 条第 2 号及び第 26 条第 3 項に違反する。</p>